

Title	国有地とフランス革命
Sub Title	La Révolution et les destinées des biens nationalisée
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1972
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.65, No.12 (1972. 12) ,p.782(22)- 797(37)
JaLC DOI	10.14991/001.19721201-0022
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19721201-0022

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国有地とフランス革命*

渡 辺 國 廣

I 序

II 1 国有地の形成

A 第一種国有地の構成

聖職者所有の土地 給料地 雑件

B 第二種国有地の構成

亡命領主の土地 反革命分子の土地

2 国有地の払下げ

A 売り過ぎたいために

焦慮 ことを、効率よく 意気、まことに軒昂

B 社会正義の実現にむかって

意志 良心 偽善

C 土地を、みなの手

意外な決定 慈悲 齟齬 真意

D 反動の強化

高嶺の花 財政優先のかけに

E 裏切り

残酷物語 断末魔

III 結

I

序

土地をめぐる革命が考えた、もう一つのことといえば、土地による自立をめざしながら土地の不足をかこつ者が彼の手、必要な土地を買いたすことになんとか助力でもできたら、ということにあったとみていい。いわば小所有の創出だが、この過程で、土地を限度以上に集積した大所有が厳然と存在することは障害となろう。なんとか大所有から土地を取戻せれば、ということが、上述の考えをみよらせるうえの常道であること、もうすまでもない。こうした方向での土地の移動を現実

* この稿は、私の当面の仕事「フランス革命の土地問題」の第二部「土地の移動」の前半である。第一部を、「土地の解放」ということで、その骨子を、本誌64巻8号と12号、65巻5号と8号に分載しておいた。あわせ、ご一読たまわりたい。

国有地とフランス革命

に移すべく、革命はついに、積極的な努力をかいた。というのも、革命が所有について不可侵を掲げ、この点、なんとしても決して譲らなかつた以上、限度を越えた大所有からとはいえ、土地を奪い、これを、土地の不足に泣く者のあいだにばらまき、買いたさせるというわけにもいかなかったからにはほかならない。にもかかわらず革命のもと、大所有から取戻した分をテコに、小所有を創出しようという努力が、すべてまったく断念されたというのでもなかつた。

周知のごとく、革命は限度以上に集積した大所有のうち、限られたごく一部の者から、なにかといいがかりをつけ、にもかかわらず抵抗を受けるといふこともなく、土地を没収、これをもって国有地とし、あつかましいことにそれを、公債償還のため転用するという行動に出た。いうところの国有地払下げなる一件だろうが、これがスムーズに受け入れられた背後には、増発で公債の相場が下落し、公債をしょい込んだ側も換物を急いだという事情があった。いまや土地の一部が、上からの必要のためとはいえ、動くことになったのである。革命はこの事態を、土地による自立を願いつつながら土地が不足する者になんらか買いたさせる、またとないチャンスと思った。事実また革命はこのチャンスを介し、思いのうちのものを、懸命な画策を続けていた。その間に、試行錯誤は避けられないところ。以下においては、かかる試行錯誤のいちいちを、国有地払下げ令⁽¹⁾のなかで、位置づけてみることにする。

さいわい国有地の払下げ令、一貫して、格安に、しばしば相場以下で、売出すことをモットーとしていた。これはもっぱら、安ければ、支払手段たる公債を、少額しか調達できない者でもきがるに、土地取得のことを考えるようになるろうとの配慮にもとづいた。少額の公債の保持者にむかって国有地から移動していくということのなかで革命は、小所有の創出をめざそうとしたわけだが、かかる意図がどれだけみよりの豊かなものであったかどうかもまた、以下においては、検討の対象となろう。公債の償還という財政目的のもとでの国有地払下げに便乗、ことを進めようとしたため、期待したみよりのほどでもなかつたというのがまた、いつわらないところであったのかもしれない。実によく売れはしても、それが公債の回収という、国有地を払下げた本来の目的に間違いなくつな⁽²⁾がっていったか、その点、問題あるにしても、革命が国有地の払下げに託した、副次的目的は霧散⁽³⁾してしまつたといへば、あるいは誇張なのであろうか。

(1) これを、DUVERGIER J.B., *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens...* のなかに拾ってみれば、1790年から1802年までの13年間に、主要なものだけでも、30からある。

(2) その点を、LEFEBVRE G., *Les Paysans du Nord pendant la Révolution française*, 1927, p. 451 にみよ。

(3) この一端は、例えばLEFEBVRE G., *Etudes sur la Révolution française*, p. 230 に、「ストラスブール界隈では、払下げた国有地の3分の1が1791年だけで売りきれてしまった。北フランスでいえば、1793年には、…3分の2がすでに落札済み」。

(4) かかる評価を、MARION M., *Histoire financière de la France depuis, 1705, 1918-19*, pp. 103 et suiv. におよ。

II

1 国有地の形成

A 第一種国有地の構成

憲法制定議会は布教活動に必要な資金を負担するかわりに、聖職者から土地を召上げることにした。第一種国有地のそもそもの起源は、ここに存する。

周知のごとく、革命は所有に対する不可侵を基調にすえていた。しかし憲法制定議会はこの基調の適用を、こと聖職者が所有する土地に関する限り、あえて避けた。そして憲法制定議会は、聖職者がこれまで土地を所有してきたこと自体を不当とする声を、まともに吸上げ、特別に目的のないまま、聖職者から土地を召上げるといふ挙に出た。この結果として、第一種国有地の形成をみることになったのであった。

聖職者所有の土地 第一種国有地に組込まれた第一に、当然のこと、教会が所有の土地。これは、フランス全土の6分の1に達するほどの巨大なものといわれる。⁽¹⁾しかしかかる巨大な没収分とて、第一種国有地の重要な一端を構成するというだけのこと。このほか、国有に移った聖職者の土地といえば、修道院が所有する土地の全部。

ご料地 しかし革命は単に、聖職者所有の土地を召上げたというだけにとどまらない。憲法制定議会はまた、王の所有する土地を、第一種国有地に組込むという挙に出た。かかることにした背後には、王に土地の所有を認めること自体、国民主権に反するという思想があった。

もっとも王の土地のうち、ご料林に限り、国有化の対象から除く。これにより王は、造船、築城、建築に必要な木材の自給が可能である。また王が自身で管理を願う土地も、国有化の対象外。こうした例外を許した以上、国民主権を掲げる憲法制定議会とはいえ、王を絶対に不可侵な存在として扱ってきた伝統には勝てなかったとみていい。ただし王が下賜した分や、王が担保として引渡した分については、第一種国有地に組込まれるべきことを指示。

雑件 国有化の対象は単に、聖職者や王の土地だけに限らなかつた。土地をふくめた、国有化というのが、現実であろう。革命が進行する過程で廃止された機関の各種資産も、同じ扱いのもと、順次、国有財産ということ。国有財産ということのなかに革命は、各機関のもつ負債まで引受けることにした。ここにいう各種の機関だが、その範囲はひろく、財団、学術団体から、同職組合にわたる。しかし革命はついに、学校、病院、施療院について、たとえそれが教会や修道院に付設のものであっても、国有に移すということをしなかつた。

(1) LEBEVRE, *Etudes*, p. 206 に従う。

以上に、第一種国有財産の構成をみた。そして第一種国有地、かなりハバひろい国有財産の一環ということ。

B 第二種国有地の構成

憲法制定議会は不本意ながら、亡命領主の土地の没収ということをしている。そしてこの没収分が核となり、第二種国有地の出現となつていった。

亡命領主の土地 憲法制定議会にしてみれば、真にやむなく、亡命領主棄却の土地を没収した。実にここに、第二種国有地の出現となつた。

きっかけは、亡命領主が外国軍隊と協同でフランスに侵入すべく、国境に集結したとの報にあつた。これにいかり、憲法制定議会は亡命領主の土地の没収を決意した。憲法制定議会もまた、政敵に対し峻厳な態度に出たのである。いかなる犯罪に対しても、財産没収の刑を課するという事だけは躊躇されていた時期に、憲法制定議会があえてこれにさからつたについては、亡命領主を、法のソトにある者とみたからにはほかならない。残念なことに、間違いから、亡命したことのない領主が亡命領主のリストに加えられ、土地の没収に泣くハメにおちいつたのであつた。しかし革命はかかる間違いを改めるに、なんのためらいというものも感じていない。

反革命分子の土地 なおまた憲法制定議会によれば、革命裁判により刑に処された者の土地も、第二種国有地のなかに組込まれるべきこと。ただし流刑者に限り、その適用を即刻に中止している。これによつてもわかるごとく、革命は国有地を抱込むということ自体に対し、それほど積極的たり得なかつたのである。

2 国有地の払下げ

A 売りいそぎたいために

第一種国有地のうち、聖職者からの没収分を主体に、放出を決定するまで、憲法制定議会のとまどいは大きかつた。しかしいったん払下げを決定してしまつてからは、むしろ売りいそぐという態度に出た。

これはもっぱら、買手がないのではないかとの焦慮に発した。ことを、効率よく運びたいものと、憲法制定議会は模索を続けることになつた。しかし買手がないどころか、簡単に売れるとわかつたとき、憲法制定議会は安心した。そして今度は、代金としておめあての、5分利付額面100フランのアッシニア債の回収を早めねばと、憲法制定議会の意気、まことに軒昂たるものがあつた。

焦慮 憲法制定議会は第一種国有地から一部を払下げ、アッシニア債の回収をいそごうとした。払下げを決定したというものの、憲法制定議会には売りきる自信がなかつた。憲法制定議会として

も、なんとか局面を打開する必要に迫られた。

(1) 命令によれば、払下げを予定した半分まで、助力をかって出てくれたのをさいわい、パリ市庁に販売を委託。パリ市庁はこの引受分を、各地の市庁を通じ競売。そのさい、専門家が査定した評価額を上回る最高額の入札者をもって、購入権者とした。買却にさいし市庁を介し直売を避けるわけだが、かかる措置はもっぱら、購入者がいないのではないかとこの焦慮にもとづいた。憲法制定議会は売れゆきを心配のあまり、各地の市庁に対して落札金から、16分の1が報酬として与えられるべきむねを指示。たよりといえどもうただ、各地で市庁がこの報酬をめざし、積極的に売込んでくれるということ。しかし市庁の対応には、場所によりそれこそばらつきが目立つことになる。

第一種国有地からの払下げにさいしては、アッシニア債の解消が目的であるという以上、なるべく有利に売り、可能なだけ早くことが結着できればいい。その限り、多額のアッシニア債を抱えた者を相手に売込めれば、目的の達成にはもっとも手取り早かろう。事実また憲法制定議会が入札制を掲げたとき、この線にそってことを運ぶことをめざすという以外のなにごとでもなかった。ヨリ資力ある者のあいだの競争に訴えることにより憲法制定議会は単純に、ヨリ高く買ってもらえるものと考えたのであろう。

ことを、効率よく 憲法制定議会は売りいそいだ。それには、買手のため好都合な環境づくりこそ望ましい。ことを、効率よく運びたいばかりに、憲法制定議会はいそぎ新しい命令⁽²⁾を打出すことにした。

それによれば、払下げについては、依然として入札制をとるも、評価額——ただし農用地に限り、もとの所有者が1790年に貸借関係を紹介しそこから得ていた収入の22倍と、自動的に決定——を公示、2週間後、それをめぐって各地の市庁で入札ということにした。とにかく近くで、入札できるのである。こうきめた背後には、地方にいて、少量のアッシニア債しか所持しない者にも、第一種国有地から、なんとか取得するチャンスを与えたいという配慮があった。憲法制定議会にしてみれば、入札に応じ得る者のカズを増すことで、競争を盛上げ、これをテコにいくらかでも高く売ることができる考えたのであろう。

またもう一步を進め、憲法制定議会はなおも、アッシニア債のてもちに乏しい者の立場を尊重したいものと思っていた。そのための措置の一つに、代金の支払について、分割制を持ち込み、農用地外の国有財産の買却にさいしては初回の支払分を、落札時から2週間後に、物件別にそれぞれ、代金の30パーセント、20パーセントとしていたのに対し、農用地代金の支払に限り、初回分として、代金の12パーセントと低くおさえ、残金をめぐっては、一様に、12年間の均等分割払。ただ支払うごと、購入代金の5パーセントをうわずみするよう指示。ほかに、てもちのアッシニア債に乏しい者

(1) Décret du 17 mars 1790 (DUVERGIER, I, p. 123 et suiv.) のこと。

(2) Décret des 14-17 mai 1790 (DUVERGIER, I, pp. 153 et suiv.) のこと。

に対する配慮としては、売出された土地を、購入後に分割するというを前提として共同入札したという場合の代金が、売出された同じ土地を一括、入札した者の代金を上回れば、この土地は共同入札した者の手に落ちるとしている点。かかる点に魅せられ、事実また各地で、資力⁽¹⁾に劣る者が共同入札のため団結した。

もっとも第一種国有地について、入札により所有者となったとき、彼には、革命前から引続き、その土地について賃借権をもってた者を追放することができない。かかる以上、憲法制定議会のもと、第一種国有地について払下げが進んでも、これに対し関心を寄せる者のなかで、自己の農用目的のため土地を買いたさねばと思っていた者が多数を占めたとは思えないのである。くわえて落札時に権利書を手渡している点、憲法制定議会による第一種国有地の払下げは、転売を見越しての払下げというほかないのではないか。むしろ転売に自由ということこそが、購入余力に恵まれた者を土地に殺到せしめたとすらみたい。

意気、まことに軒昂 予想外に多い買手をまえに、憲法制定議会の意気、まことに軒昂たるものがあつた。しかし多数の買手が見込めるいま、第一種国有地の一部といわず全部を払下げ⁽²⁾、高く買ってくれる者だけを相手に、憲法制定議会が代金の回収を早めたいと願うのもまたムリからない。

なんとか目的を達したいものと考え、憲法制定議会は決済期間の短縮を打出すということにした。これまでと違い、長いことかけ、代金を支払うようなことはさせないのである。かかる限り、購入余力に劣る者はいよいよ買にくくなろう。にもかかわらず、命令により、従来まで12年という決済期間を、4年半に短縮してしまった。ただ農用地外の国有財産について、12年から一挙に2年10カ月に短縮したのとくらべ、第一種国有地から、購入余力に劣る者が農用目的のためななりと獲得することは、まだまだ優遇されていたというべきだろうか。

しかしさいわいこの命令、当分は施行を見合わせるという。そしてこれは、当時すでに、購入余力のある者の勝手を許すまいとの声が高くなり、もはや無視できないほどであったという事情を深く反映するものであつた。憲法制定議会としても、購入余力に恵まれた者だけを対象に、ことが運べないことを十分に心得ていた。第一種国有地の払下げで、アッシニア債をいそぎ回収したいわけだが、憲法制定議会にとり多少のスピード・ダウンはよぎないところ。そうすることにまた憲法制定議会は、資力に劣る者を革命により報いる方法を見出そうとしたのであつた。つまり、支払条件をゆるやかにしておけば、万事が、解決されるとみるわけであらう。

B 社会正義の実現にむかって

立法議会の手で、第二種国有地⁽³⁾が払下げられた。この背後には、憲法制定議会のもと、土地所有

(1) この種の結社について、その一端を、LEFEBVRE, *Les Paysans du Nord*, pp. 441 et suiv. ほか, p. 456 にみよ。

(2) Décret du 9 juillet 1790 (DUVERGIER, I, p. 235) に注意。

(3) Décret des 3-17 novembre 1790 (DUVERGIER, II, p. 5) のこと。

に参加する機会からしめだされた者に対する深い配慮があった。立法議会は第二種国有地の払下げを介し、社会正義を実現しようという。

しかし立法議会下、これも単なる意志表示というだけのことにおわっていた。もっともかかるなかにも、良心のほとぼしりといったものを見落してはならない。だがこうした推移、結局のところ、第二種国有地の売れゆきに対する不安に発した。立法議会としても売りいそぎたかったわけで、社会正義の実現といっても実は、売りいそぐえ必要な手段ということではなかったのであった。したがって立法議会の態度、偽善にみちたものとみななければならぬ。

意志 立法議会のもと、第二種国有地についても、払下げが決定された。しかし今度は、第二種国有地を、2アルパンから最高4アルパンまでを単位に、あらかじめ分割しておき、競売に付すことができたという。しかし支払手段は依然としてアッシニア債。したがって、アッシニア債を所持しない者で、国有地購入の希望者には、現金をアッシニア債に換えるという、わずらわしさが残った。

(1) 命令で狙うところは、土地所有からしめだされた者を、土地の所有者にしたてるということ。こうした背後にあるのは、所有にあずかり得られない者を放置することが、所有について平等を掲げる革命の理想にもとるといふ反省にほかならない。しかしこれも単に、それだけのことでおわっている。残念ながら命令の具体化、つぎの国民公会まで持越されてしまった。立法議会段階では、社会正義を実現すべく、単なる意志表示ということにとどまった。

良心 第二種国有地から落札、多少の土地を入手したいという者のため、立法議会はそれこそ良心的にふるまっていた。

単に立法議会は、命令により、⁽²⁾ 売出された第二種国有地について、だれからも買いやすいようにと、あらかじめ分割して売出したばかりではない。購入代金に関して、20年間の均等分割払としていた点、十分注意されている。もっとも支払うたび、購入代金の5パーセントのうわづみが指示されていた。しかしこれくらいのこと、支払を20年という長期に繰延べできる便宜のまえには、苦にするほどのこともなかった。資力に劣る者の購入努力に対し報いるべく、立法議会の良心はここにいたり、最高頂に達したといえる。また立法議会在、購入余力に乏しいまま第二種国有地から入手した者のため示した良心といえ、賠償金を払う限り、これまでその土地について賃借権をもっていた者を追放できるとした点。かかる以上、第二種国有地から落札した者を、間違いなくその土地に、利用者としていつかせようという、立法議会の配慮のほどなみなみならぬこと、明白であった。

偽善 第二種国有地について、知られるごとく、立法議会は資力に劣る者を相手としてまで売込もうという。そうせざるを得なかったというのも、第二種国有地については、買いしぶられる可

(1) Décret des 6-14 août 1792 (DUVERGIER, IV, p. 339) に注意。

(2) Décret du 2 septembre 1792 (DUVERGIER, IV, p. 397) のこと。

能性が高かったとふんだからにはかならない⁽¹⁾。残念ながら、これは現実になった。立法議会が買ってほしいと思う者は、大手の者と競ってまで買うことに、強いためらいを示していた。

第二種国有地の払下げにさいし、立法議会の思惑がこうもはずれた理由の第一だが、亡命領主に対する評判がわるかったということ。当然のこと、反革命分子に対しては、評判がもっとわるい。こうした人たちの土地を、みながさきを争ってまで買いたがらなかったのもムリからない。くわえて反革命が勝利を得ることにでもなれば、たとえ買って、没収される公算が大きいに違いないとおそれが、みなで購入意欲をそぐことになった。理由の第二は、亡命領主のリストに、間違っ、亡命しない領主まで記入され、それらを含めて競売にし、間違いが発覚した段階で、入札を無効にするという事態が頻発、これにより第二種国有地の払下げ自体が不評をかかったこと。理由の第三が、第二種国有地に関する限り、責任ある管理がなされないまま、荒廃その極に達し、これをみてだれも購入意欲を喪失してしまったということ。

知られるごとく、第二種国有地の払下げをめぐるには、不安定要素がつきまとった。そしてこれは、立法議会が払下げにさいし、土地に対する安定度を、ヨリ高めたいと願う者のためを考えたのと、大きくソゴした。しかしこのソゴを埋めるべく、立法議会のもと、なんの手も打たれていない。社会正義の実現とは口実で、立法議会の手口、偽善に発したというほかないのではない。もっとも、いったん払下げたものについて、取消し無効というだけでことを処し、払下げを順調に運ぼうにも、第二種国有地に対する偏見はついに氷解することができなかった。後述するように、第二種国有地から払下げるため、いろいろな手が打たれたとはいえ、第二種国有地については、⁽³⁾ 売れ残りが目立つのであった。

C 土地を、みなの手

国民公会としては、資力に劣る者にも土地を購入させ、所有について平等という革命の理想を、なんとか現実に移したいものと思っていた。

そのてはじめに、国民公会もまた、かかる理想の実現を、立法議会にならい、第二種国有地の払下げに託した。とにかく土地を、みなの手にはばらまきたいわけであろう。このため打出されたところきたら、平等の理想を実現すべく、それこそ意外性にあふれるものであった。これをカバーしようと、国民公会は第二種国有地の払下げをめぐる、慈悲の態度に出ることを忘れない。くわえて国民公会は、第一種国有地についてすら、それが購入余力に劣る者の手に渡るよう、画策を続けた。しかし現実に打たれた措置といえ、目的の達成のため当然打たれていいと思われるところ、大きくソゴしていた。国民公会は対外緊張に対処すべく、土地からしめだされた者にも若干の土地を

(1) かかる指摘を、MARION, *Histoire financière*, p. 377 にみよ。

(2) この点に関連しては、GARAUD M., *La Révolution et l'Égalité civile*, III^e partie, chapitre 1 に注意。

(3) GAIN A., *La Restauration et les biens des émigrés*, 2 vol., I, p. 544 et No. 1 によれば、半分は売れ残り。

と心がけ、これをテコに国民的合意をめざしたわけだが、いまはその真意いかんすら疑わしいほど。

意外な決定 第二種国有地の払下げにさいしても、入札制の点は変らない。入札制が続くということでは、購入余力に恵まれた者が優位に立つのは必至であった。これを防止しようと、従前までのところを受け、事情の許す限り分割、競売に付すということにしており、購入余力に乏しい者の進出はそれだけ、容易なものになっていた。国民公会としても、第二種国有地の払下げを介し、可能な限り多くの者を土地所有にあずからせたかったのだろう。しかし入札にさいし、これまでと違い、命令は、共同購入を封じており、その限り、国民公会のもと、分割により資力に劣る者を優遇しようという意図が、どこまでまともなものであったかどうか疑わしいというほかない。意外なことに、資力ある者が入札のため共同することは許されるという始末に、この命令、資力ある者のかけひきをみのがそうというものと、悪評が高かった⁽²⁾。

とはいえ、国民公会としては、購入余力に劣る者のため、なんとか便宜を考えてやらなければならない。そのため打出された措置だが⁽³⁾、落札時に、代金の10分の1を払い、残金については、9年間に均等分割。しかし彼は支払のたび、購入代金の5パーセントをうわづみしなければならない。代金支払の苦痛を軽減することで、購入余力に乏しい者にも入札のための門戸をひろく開放しようというのだが、入札制が続くという限りでは、それがただちに、所有にあずかり得られる者のハバを拡大することに通ずるというわけのものでもなかった。長期の均等分割ということで、代金支払が容易になったとき、入札をめぐる、興奮は高まるばかりであった。

慈悲 第二種国有地から払下げを決定したとき、そもそもの狙いといえば、購入余力に乏しい者でも土地所有にあずからせるということ。いわば弱者の保護だが、第二種国有地の払下げが進められるなかで、その貫徹に必要な措置が打たれたとは思えない。しかしなお国民公会であれば、なんとか弱者のため手を差しのべなければならなかった。そしてここに国民公会により、1アルパンの土地すらない者のため、第二種国有地から1アルパンを与えるということが考えられるにいたった。

かかることでは、救済にはかならない。にもかかわらず国民公会はこの線具体化すべく、心をいためた。そして妥協のすえ、公有地のない自治体に住む者で、貧困者のうち、革命に忠誠を誓う者であれば、知事の推選する限り、第二種国有地から、500リーブル相当を限度に、土地にありつけるということとした。代金の支払については、20年間に20回の均等分割。しかし今度は、支払うたび、それにならぬうわづみも要求されていない⁽⁴⁾。偽善をカバーしようと、慈悲に訴えたとき、国民公会の狼狽、その極に達したといわなければなるまい。

齟齬 革命の課題の一つといえば、なにはともあれ土地所有者のカズを増加することにあつた。

(1) Décret du 24 avril 1793 (DUVERGIER, V, p. 257) のこと。

(2) この点を、LEFEBVRE G., Les recherches relatives à la vente des biens nationaux, Revue d'histoire moderne に。

(3) Décret du 25 juillet 1793 (DUVERGIER, IV, p. 43) のこと。

(4) Décret du 13 septembre 1793 (DUVERGIER, VI, p. 166) のこと。

国民公会が第二種国有地を払下げしたとき、これにより国民公会は、購入余力に劣る者を土地の所有者にたて、もって、土地所有者のカズの増加に役立てようとした。しかしまた国民公会は第一種国有地についても、これを同じ目的のため、ヨリ効率よく利用したいものとするにいたった。いまや国有地をあげて、社会正義の実現に投入しようという。そしてこの考えのもとに打出されたのが、第一種国有地、第二種国有地について、これを同列に置き、取扱いのうえの差別を解消、第二種国有地に対する措置のいっさいが、第一種国有地にも拡大さるべきこと⁽¹⁾。しかるうえ、国民公会が関心を寄せたところといえば、もっぱら代金支払の方法をめぐる、実に、決済猶予期間の短縮。国民公会としては、とにかく代金を、一刻も早く清算させたいわけであろう。しかしこれでは、購入余力に乏しい者が所有にいたることは困難になる。国民公会のもと、購入余力に乏しい者もまた土地所有にいたらすべく念願されていたことと、この事実は大きくソゴしたといわなければならない。

購入余力に乏しい者にとりこのましいことといえば、長いことかかって支払えばいいこと、それからまた、値段の安いこと、この二つ以外にないであろう。ところが国民公会は購入余力に乏しい者の側に立つとしながら、この二つに背をむけ始めた。

周知のところだが、購入余力に乏しい者にとり、支払をおえるまでの期間が長ければ長いほど望ましい。これに対し、国民公会はまさきに反則を犯した。そして命令により⁽²⁾、購入時に、代金の4分の1を支払い、残金については、購入時点から6年以内に、6回で支払うよう指示したばかりか、購入代金を期前に支払うときには、2パーセントの割引をしている。こうしたもものでは、購入余力に恵まれた者が有利にたちまわれるわけだろう。いまや購入余力のある者の優遇は明白であり、この点は、すでに購入した分に未払がある場合、命令により⁽³⁾、その期前支払に対し報奨が出たということにいたり、最高頂に達した。

値段が安いこともまた、購入余力に乏しい者には好都合である。しかし購入を希望する者のため、門戸をひろく開放しながら、依然として入札制ということであれば、値段はとめどなくつり上げられてしまう結果になる。これに対し国民公会は入札制をやめ、国有地から購入を望む者は、もとの所有者が賃貸借関係によりそこから得ていた、1790年の収入の75倍を支払えばいいとした⁽⁴⁾。もともこの75倍という率、早くも当時、価値が額面の5パーセントしかない貨幣の実体からすれば、実質4倍にもならない⁽⁵⁾。従ってインフレ時代に、ごく格安に、むしろ捨値で売出されたわけである。だからこそ買手が殺到した。国有地購入の手段であるアッシニア債の価値低下から、その入手がい

(1) Décret du 22 novembre 1793 (DUVERGIER, VI, p. 293) のこと。

(2) Décret du 6 ventôse an III (DUVERGIER, VIII, p. 28) のこと。

(3) Décret du 8 ventôse an III (DUVERGIER, VIII, p. 30) のこと。

(4) Décret du 12 prairial an III (DUVERGIER, VIII, p. 127) のこと。

(5) かかる評価をめぐるのは、MARION, Histoire financière de la France, p. 247 におう。

とも容易になったとき、いやしくも資力ある者の国有地への関心はいやがうえにももえた。国民公会にしてみれば、たとえ支払を3カ月4回とぎつくしても、値段が安ければ、買いやすく、これにより、購入余力に乏しい側に加担できたものと思つたのであろう。しかし国民公会は買手の殺到に狼狽し、払下げを中止したばかりか、購入を無効とし、やはり従前どおり、入札制ということに戻すことにした⁽¹⁾。それを徹底さすべく、国民公会は命令⁽²⁾を発した。しかし入札制に戻ったとき、今度は、支払条件を一段ときつものとしてしまった。入札制という以上、資力ある者が相手であり、資力ある者とむかひつたとき、資力に劣る側に組する国民公会であれば、態度の硬化は自明のこと。命令によれば、購入代金の3分の1を落札時から3カ月以内、残金については、これに続く3カ月間に3回払。また、期前に支払うことについて、国民公会は優遇措置をやめることにしてしまつた。

真意 以上からおし、とにかく国民公会が国有地の払下げをめぐるもっぱら、代金の回収をいそいだことは明白であつた。当時はインフレで、そうしたなかで代金の回収がいそがれたとなれば、実はこの国有地の払下げ、それを介し、インフレ克服を狙おうとしたところに真意があつたとみななければならぬ。

ただ国民公会としては、かかる真意のうちを、いっきに現実に移したいというのであつた。この過程で、国民公会によれば、国有地が第一種、第二種の別なく、購入余力のある者の手に移つていくということがおこつてもやむを得なかつた。もはや正義どころか、国民公会のもと、インフレ克服がいそがれたとき、購入余力のある者のため、土地に接近するチャンスを準備するということになつてしまつた。こうなつたのも、インフレを諸悪の根源とみたからにはほかならない。インフレ克服のため確実に役立つとなれば、国民公会といえど、資力ある者に国有地から流れてもよしとしたのであろうか。もっとも国有地の払下げ代金を、価値低下のはなはだしいアッシニア債によつては、通貨整理のための国民公会の対策、それほど効果的なものたり得なかつたとみななければならぬ。

D 反動の強化

総裁政府の関心事もまた、アッシニア債の回収にあつた。ことをいっきに運ぶべく、総裁政府のもと、アッシニア債は30分の1のマング債と交換されるということになつた。しかし総裁政府は財政再建のため、単にこうした措置にとどまらず、国有地の払下げを介し、このマング債すら回収しようという。

いまや総裁政府のもと、国有地の払下げはもっぱら、膨脹した公債を回収する手段としかみなされなくなつていた。その限りでは、国有地の払下げにさいし、高く売り、代金を早々に召上げることが肝心であらう。こうした方式にたえるのは、購入余力をもつ者の手に国有地が移つた場

(1) Décret du 19 prairial an III (DUVERGIER, VIII, p. 133) に注意。

(2) こうした命令から、拾えば、Décret du 27 prairial an III (DUVERGIER, VIII, p. 140) を。

合をおいてない。事実また総裁政府は、購入余力をもつ者の手に国有地が渡るようなしかたで、国有地の払下げを進めていた。総裁政府下、反動が強化された。そして購入余力に劣る者が国有地から取得することの困難は増した。もう彼にとり、国有地は高嶺の花の存在というほかない。にもかかわらず総裁政府は、国有地の払下げをめぐる、財政優先の態度を変えようとしなかつた。とにかく公債に対する国庫の負担を軽減したいわけであらう。しかしもう一步を進め総裁政府は、増発で価値が低下した紙幣を回収すべく、国有地払下げ代金のうち現金支払部分の比重を上げようと言ふさした。こうした措置もまた、資力ある者の国有地接近を簡便化するという以外のなにもものではなかつたのであつた。

高嶺の花 総裁政府としても、国有地からの払下げには、公平を期した⁽¹⁾。命令により、国有地の払下げにさいしては、入札制をやめ、評価額による販売の制度をとることになっている点、もはや総裁政府が購入余力に恵まれた者の勝手を封じようとした意図は明白である。評価額だが、農用地に限り、総裁政府もまた先例にならぬ、1790年に貸借関係によりもとの所有者がそこから得ていた収入を規準に、今回はその22倍ということ。しかしこの倍率、実は憲法制定議会在が打出したところと一致しており、インフレ下、アッシニア債の当初価値相当のマング債と切替えた総裁政府により、国有地の払下げを介し最低限、憲法制定議会上と同じ効果が期待されていといつていい。しかし農用外の国有財産について、18倍としていたことと比較すれば、この22倍という率、割高であり、購入余力に劣る者が農用地に接近することを、一段とむずかしいものにしてしまつた。そのうえ命令は、代金の支払について、半分をマング債により、購入時から10日以内に、残りの半分を、同じくマング債により、3カ月以内に終えていよう指示。総裁政府が代金の回収をいそいだことは明白であり、それだけにまた、購入余力に劣る者にとり国有地は、高嶺の花というものになつていった。さらにわるいことに、今後は購入のためみな、わざわざ、遠い県庁まで出かけることになる。これでは購入に、そう気楽に応ずるといふわけにもいかない。能率化を口実に、国有地からの払下げにさいし中央直結ということが打出されたとき、購入余力のヨリ大きい者だけが受益者となること必至であつた。

にもかかわらず総裁政府は、代金の回収をいそぐという態度に徹底していった。事実またそのための命令が繰返し出されている。第一の命令によれば、代金の4分の1を、購入時に即納すること⁽²⁾。引続く命令⁽³⁾によつて、第2回分の4分の1については、購入時から10日以内に支払うことを指示。つぎに出た命令⁽⁴⁾でも、第3回分の4分の1を、第2回分の支払と同じ期間内におえていよう、しかし場所によっては、おくれても購入時から14日のうちにすますこと。また最後の4分の1の扱い

(1) Décret du 28 ventôse an IV (DUVERGIER, IX, p. 10) のこと。

(2) Décret du 6 floréal an IV (DUVERGIER, IX, p. 91) のこと。

(3) Décret du 22 prairial an IV (DUVERGIER, IX, p. 96) のこと。

(4) Décret du 19 messidor an IV (DUVERGIER, IX, p. 118) のこと。

をきめた命令⁽¹⁾によれば、6カ月以内にその支払がおえるよう指示。しかしこの最終分については、マンダ債の時価で支払うことを指示していた。これにより購入者は、最終分について、予定の25倍もの高額を支払うハメに追込まれた。くわえてこの命令、すでに支払のおわった分について、追徴金を課するというにしている。その率だが、第1回分については、支払額の15パーセントということ。また第2回分、第3回分に関しては、それぞれ、10パーセント、8パーセント。もっとも購入代金の全額を一括払込んだ場合に限り、追徴金は免除された。かかることの運びからみても、総裁政府による国有地の払下げ、これに応じようというとき、資力に相当の自信を要しよう。すでに支払が、規定に従い、すんでいるからには、義務が完遂されたわけで、にもかかわらず追徴金をというとき、総裁政府の信用、これ以上に害するものはなかった。かかる鉄面皮な態度の背後で、総裁政府がめざしたところといえば、国有地の払下げを介し、ただもう通貨の縮減を能率的に運びたいということ。

財政優先のかけに 総裁政府としてはまた、国有地の払下げを介し、インフレに終止符を打ちたいものと思った。実際いって、総裁政府のもと、この方針が徹底されていった。払下げにさいし、いままた入札制に戻ったということでも、その点は理解できよう。

入札制によったとき、命令⁽³⁾によれば、農用地の払下げにより総裁政府が確保したいと願った最低のところは、もとの所有者が賃貸借関係を介しそこから得ていた、1790年の収入の22倍という額の、4分の3に相当する分、一方また農用地のほかは、依然として専門家の査定した額。そして総裁政府としては当然のこと、これを上廻る最高の入札者をもって購入権者とした。なお購入代金の支払については、2分割を指示。一半たる、代金中、払下げにより総裁政府が確保したいと願った最低額を超過する分については、落札した同じ月のうちに、公債により納入するも、額面で、支払分の20倍相当のものを差出さなければならない。またもう一半である、代金中、払下げにより総裁政府が確保したいと願った最低分については、4年間に10回の、現金払ということ。

これまでにない点といえば、国有地の払下げにさいし、一部にせよ、現金払が要求されたくらいのことであろうか。しかしこれ以上に重大な転換はない。国有地の払下げと対するとき、やっと現金が直接ものをいうことになったのであった。いまや勝負は簡単である。実際いって、総裁政府のもと、おいおい国有地の払下げにさいしては、支払が全面的に現金ということになっていった。注意すべきは、このとき、払下げにより総裁政府が確保したいと願った最低額が切下げられた点であろう。現金さえ出せば、いまはもう国有地から格安に、入手が可能。命令⁽⁴⁾によれば、農用地については、もとの所有者が賃貸借関係を介しそこから得ていた、1790年の収入の8倍、農用外について

(1) Décret du 13 thermidor an IV (DUVERGIER, IX, p. 128) のこと。

(2) MARION, *Histoire financière de la France*, p. 288 に注意。

(3) Décret du 16 brumaire an V (DUVERGIER, IX, p. 170) のこと。

(4) Décret du 29 fructidor an VI (DUVERGIER, X, p. 358) のこと。

は、6倍。そして当然のこと、これを上廻る最高の入札者が購入権者。なお購入代金の支払についてだが、落札者はまず、代金中、払下げにより総裁政府が確保したいと願った最低分を、18カ月間に7回払、また代金中、総裁政府が確保した最低分を上廻る分については、最初の、18カ月間に7回の、支払がおわってから、つぎの18カ月間のうちに支払をすませるとのこと。

しかしなお総裁政府は、これまでの未収分についても、現金払を強要しようという態度に出た。命令⁽¹⁾によれば、一部の未収分については、落札のさいのアッシニア債の時価により現金で、また一部の未収分は、うち4分の3を公債で、残り4分の1を現金で支払うべきこと。もっとも、その直後の命令⁽²⁾では、未収分について公債支払を認めた、さきの命令を廃止、4カ月間にすべて現金で支払をすますよう強要していた。ただしこの適用について総裁政府は、50日の猶予期間を設けた。決着が現金でつくとなれば、この運びは単純明解化するわけだが、さすがの総裁政府、それには一瞬たじろいだ。財政優先のかけにおこり得べき事態に、総裁政府はなお不安を感じたのであった。

E 裏切り

革命の基調からすれば、購入余力の点で見劣りする者に対しても、なんとか国有地から割振っていかなければならない。現にいままでもこの方向において、ことが運ばれてきた。もっとも割振られた分が、購入余力に劣る者の手に定着できるというのでなければ、たとえ割振りを受けても、意味なからう。

しかし統領政府は、国有地から割振られた分を購入余力に劣る者に定着さすべく、必要な配慮をかねていた。むしろ逆に、いったん割振っておきながら、それを奪回し、購入余力ある者の手に取戻すということを策そうとするかのごとくできえあった。これ以上に残酷な物語はなく、統領政府のもと、国有地の払下げをめぐる購入余力のない者は完全に裏ざられてしまった。しかしなお統領政府は背信行為を続けた。そしてこれは、断末魔のあがきにもにっていた。

残酷物語 払下げした国有地と対し統領政府は、代金の未払分について回収をいそぐことにした。国有地から購入した者にとり、これ以上の不都合はなからう。にもかかわらず統領政府はあえて、代金の未払分の回収をいそぐのであった。とにかく早急にインフレを打開したいわけであろう。命令⁽³⁾によれば、むこう10カ月以内にすべての支払をおわっていることを要する。これに違反した者について、命令はまた、彼の購入分を没収するとすら極言するのであった。

購入余力に劣る者がなんとか、国有地から購入できたとすれば、代金を長くかかって支払ってもよかったからにはかならない。統領政府のもと、いまやこの体制が根底から崩壊することになった。未払分について回収がいそがれたとき、購入余力の不十分なまま土地の入手にまでこぎつけた者に

(1) Décret du 11 brumaire an VII (DUVERGIER, XI, p. 12) のこと。

(2) Décret du 27 brumaire an VII (DUVERGIER, XI, p. 49) のこと。

(3) Décret du 11 frimaire an VIII (DUVERGIER, XII, p. 76) のこと。

とり、彼の手に土地を定着させるということは、よほどの難事となっていた。

もともと代金については、支払をしぶる者が多くいた。にもかかわらず統領政府は、支払をいそがせようという。もはやその結果する事態は明白であろう。命令に従うことのできない者は、彼の購入分を、統領政府に差出すまでのこと。問題は、この奪回分に対する措置である。統領政府はそれを競売に付した。というとき、購入余力のある者が土地にいたるチャンスの増加を意味するものにはかならない。購入余力に劣る者から召上げ、これを、購入余力ある者に移すという、これ以上に残酷なことはない。ときあたかも、国有地の払下げが中止されていた時期だけに、残酷の度合は深まるばかりであったのである。

断末魔 当時すでに、第二種国有地について、旧所有者への返還が決定されていた⁽¹⁾。かかる措置だが、売れ残った分のうち、旧所有者が確認できるものに限り、適用された。このため払下げ可能な国有地の規模は、かなり限定されたものとなってしまった。統領政府が払下げを再開したとき、今度は払下げの最後の機会というにもひとしかった。

払下げだが、もちろん競売方式。命令により、農用地については、賃貸借関係を介しもとの所有者が1790年にそこから得ていた収入の10倍、農用外の資産については、6倍を上廻る最高の入札者をもって購入権者、また支払は全部現金で、一部を購入時から3カ月後に、残りは4年間で⁽²⁾おえているべきこと。その後の命令においては、評価額が引上げられ、農用地は一挙に2倍の20倍、⁽³⁾農用外資産もこれまた同率の引上げで、12倍。

いってみれば、残りわずかな国有地について、短期決済の現金売りが打出されたのであった。そしてこのこともまた、国有地に対する購入余力ある者のチャンスを大きくしたのであった。とくに農用地をめぐる、購入余力ある者の進出を容易にするという仕組に注意を要しよう。結局のところ統領政府もまた購入余力ある者に加担したというほかないのではないか。

III

結

上述したところから明白なごとく、革命はほんきで資力に劣る者のためをおもんばからなかった。この点は、共同購入について、いったんそれを認めておきながら、瞬時にしてこれをたなあげしてしまっているという事実⁽¹⁾に集中的に示されてこよう。いまはもう、購入後にみなで分割するということが前提で、共同入札することは封じられてしまったのであった。革命は国有地の払下げをめぐる

(1) この点をめぐっては、別に掲載の続稿で触れることになろう。

(2) Décret du 15 floréal an X (DUVERGIER, XII, p. 183) のこと。

(3) Décret du 5=15 ventôse an XII (DUVERGIER, XIV, p. 317) のこと。

り、実に、個人が対等の競争関係にはいることをめざすのであった。ユダヤ人すら競争に参加してはばからなかったばかりか、国有地⁽¹⁾にその資産を提供した聖職者や亡命領主の子女すら、国有地市場については、みなと対等の競争者たり得たのであった。もう売買をめぐる、強弱、上下、内外人の差は解消してしまっていた。

この結果する事態について、うんぬんするまでもないであろう。購入余力ある者はいよいよ有利に国有地市場について、ふるまうことができた。くわえて、支払条件がしだいにきつくなっていたわけであるから、かかる状況のもとでは、国有地の払下げに⁽²⁾応ずることのできる者の範囲は一段と限られたものになっていこう。もういまでは、購入余力ある者のうち、それもごく限定された者だけが国有地について接近可能ということになってしまった。こうしたなかで、国有地の払下げに絶対の優位に立つ者が現われても、おかしくはなからう。現に国有地からの購入者のなかで、購入余力ある者が大きな割合を占めていた。この種の者にとり、自分の購入した土地が将来どんな扱いを受けるか不安でならなかった。土地独占に対する反感も強くなっている時期だけに、彼の不安もまたそれだけ深くなっていった。いったん取得したモノを、決して奪われまいというわけだが、もとの所有者に対し、彼はなんとか自分の立場を強化したいものと思った。

さいわい革命は、所有について絶対という。国有地の払下げをきっかけに、土地集積の速度を早めた者は、所有について絶対という、この点だけをたよりに、革命により自己の立場を強化せんものと、あえて革命の守護者として結束した一団を形成することになったのであった。彼にとり肝心なことは、革命が所有について、なにはなんでも尊重さるべきモノといってくれるということ。この願いをこめ彼は、帝政と王政復古と、それらを基底で支えるエネルギーたらんとめざした。実はかかるエネルギー、国有地の払下げが購入余力ある者の手にむかうよう進められたこと⁽¹⁾のなかに準備されたといわなければなるまい。

(経済学部助教授)

(1) この点を、MARION, *Histoire financière*, p. 419 に。